

資料 1. アイヌ施策推進法施行 5 年後検討結果

目 次

- I. アイヌ施策推進法施行 5 年後検討の進め方 ・ ・ ・ P 2
- II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策 ・ ・ ・ P 4
- III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証 ・ ・ ・ ・ P 8
- IV. 今後のアイヌ政策の方向性 ・ ・ ・ ・ ・ P 16
- V. 今後講ずる施策等
 - (1) 各分野で力点を置いて取り組む施策 ・ ・ P 18
 - (2) 相乗効果を高める施策 ・ ・ ・ ・ P 23
 - (3) 今後のフォローアップ ・ ・ ・ ・ P 25
- VI. まとめ ・ ・ ・ ・ ・ P 27₁

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

V. 今後講ずる施策等

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

(2) 相乗効果を高める施策

(3) 今後のフォローアップ

VI. まとめ

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

- 政府は、平成20年に衆参両院において全会一致で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」等を踏まえ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）を制定し令和元年5月24日に施行。
- アイヌの人々を先住民族と位置付けたうえで、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号。以下「アイヌ文化振興法」という。）等に基づく、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興の取組、その他の施策を含む総合的な施策を推進。
- 法附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されているところ。
- 令和6年5月24日をもって施行後5年を経過したことから、施行状況について整理・検討し、何かしらの措置を講ずる必要があるか検討。

（検討の進め方）

- ① まず、これまで政府が講じてきた施策は多岐に渡るところ、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（平成21年7月とりまとめ）において、『アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、及びその誇りが尊重される社会を実現する』という基本理念の下、政策を進めるに当たって類型化された分野を参考にしながら、アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策（関連施策を含む）を整理。
- ② 続いて、アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（令和6年度）（以下「国民意識調査」という。）やアイヌ施策推進法施行5年後検討に係る意見交換会（以下「意見交換会」という。）の結果を踏まえて、施行状況について検証。
- ③ 最後に、当該検証を踏まえ、今後のアイヌ政策の方向性について検討し、今後講ずる施策等を提示した。

アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策（関連施策を含む）

教育・啓発

ウポポイ

遺骨返還

文化振興・伝承

地域振興、産業振興、
観光振興

生活向上

推進体制等

国民意識調査及び意見交換会の結果を踏まえた、アイヌ施策推進法の施行状況の検証

今後のアイヌ政策の方向性の検討

今後講ずる施策等の提示

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

V. 今後講ずる施策等

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

(2) 相乗効果を高める施策

(3) 今後のフォローアップ

VI. まとめ

Ⅱ. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

アイヌ施策推進法の施行以降、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設をはじめ、アイヌ政策推進交付金を活用した、地域・産業・観光振興の取組、その他の施策を含む総合的な施策を推進。

※アイヌ施策推進法施行以前の施策も含む

教育・啓発

●教科書における記述の充実

- 教科書出版社を対象にした説明会の開催【内閣官房】
- 教科書における記述の充実【文部科学省】
 - ・平成29年公示の小・中学習指導要領において、アイヌ文化・アイヌ民族について扱う旨を記載
 - ・平成30年公示の高等学校の学習指導要領において、アイヌ文化等を取り上げることとしている



児童生徒向け副教材

●副読本の利活用の充実

- 児童生徒向け副教材の作成・配布【国土交通省・北海道】
- 教員用指導資料の作成・配布【札幌市】
- 小中学校におけるアイヌ文化理解促進のためのふるさと学習の推進【白老町】

●アイヌ文化等に関する体験学習等の実施、教職員等への研修の充実

- 小中高等学校におけるアイヌ文化理解促進のための体験プログラムの実施【札幌市】
- 教職員の理解の促進と支援【札幌市】
- イオル事業を通じた、教職員の理解の促進【白老町】
- 千歳市立末広小学校におけるアイヌ文化学習【千歳市】



体験プログラム【札幌市】



教職員向け研修【白老町】



アイヌ文化学習【千歳市】

●広報活動や行事の実施

- アイヌの伝統等をテーマとするセミナーの開催【国土交通省・北海道】
- 文化フェスティバル及び講演会の開催【国土交通省・文部科学省・北海道・市町村】
- 子どもを対象としたアイヌ文化の体験教室の実施【国土交通省】
- インターネット広告等による人権啓発の実施【法務省】
- アイヌ文化に関する啓発動画を活用した学習の推進【内閣官房・法務省・国土交通省・文部科学省】
- アイヌの人々に関する人権教室の活用の推進【法務省・文部科学省】
- 「イランカラプテ」キャンペーンの展開【内閣官房・北海道他】
- 東京オリンピックにおけるアイヌ文化とウポポイの情報発信【内閣官房・国土交通省・文化庁・北海道・札幌市】
- 大阪・関西万博におけるアイヌ文化の対外発信【内閣官房・文化庁・国土交通省・北海道】
- アイヌの歴史・文化を学ぶための動画の配信・体験学習の実施【北海道】



インターネットバナー広告の実施



大阪・関西万博での舞踊披露

●公共の場等でのアイヌ文物等の展示

- 博物館等におけるアイヌ関係資料の展示・公開等への支援【文部科学省・北海道他】
- 空港等におけるアイヌ文物等の展示【文部科学省・国土交通省・北海道】
- 地下歩行空間等におけるアイヌ文物等の展示【札幌市、旭川市、白老町】
- アイヌ文化を発信する空間の設置【北海道・札幌市】

Ⅱ. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

※アイヌ施策推進法施行以前の施策も含む

ウポポイ

●民族共生の象徴となる空間の整備

- 「民族共生の象徴となる空間」の具体化・民族共生象徴空間（ウポポイ）の運営【国土交通省・文部科学省他】
 - ・国立民族共生公園の整備
 - ・博物館等におけるアイヌの遺骨の保管状況等の調査を実施
 - ・アイヌ資料等収蔵状況調査及び人材育成事業を実施
 - ・平成30年度～令和2年度にかけて運営主体による開業準備活動の実施（国立アイヌ民族博物館の展示企画等、体験プログラムの具体化等）
 - ・ウポポイに係る満足度調査の実施
 - ・令和2年7月12日、ウポポイがオープン。新型コロナウイルス感染症対策にも対応した魅力的なプログラムの提供、誘客促進に向けた広報活動等を実施。
 - ・ウポポイ周年記念式典の開催
 - ・アイヌ古式舞踊等を伝承している団体を招請し、ウポポイにおいて各地域で伝承されている舞踊等を披露・発信
 - ・北海道内各地域の伝統技術伝承者を招き、工房の実演スペースにおいて、製作技術の実演を公開
 - ・北海道内各地域の伝承者を招き、チセにおいては口承文芸、体験学習館においてはアイヌ料理を実演
 - ・小、中、高の社会科の授業等で活用できるアイヌの歴史や文化に関する動画教材を開発。活用事例と共に配信を開始し、教育委員会等に対して活用を呼び掛け
 - ・アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク（愛称 プンカラ）事業として協働展示を東京・京都等道外で実施
 - ・海外の博物館と連携した海外での展示を実施



伝統工芸の実演見学



口承文芸

遺骨返還

●大学の保管するアイヌ遺骨等の返還

- 大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還申請の受け付け・返還を実施【文部科学省】

●博物館等の保管するアイヌ遺骨等の返還

- 博物館等の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還申請の受け付け・返還を実施【文化庁】

●慰霊施設の保管するアイヌ遺骨等の返還

- 慰霊施設の保管するアイヌ遺骨の出土地域への返還を実施【国土交通省】



エディンバラ大学返還式典



慰霊施設における返還式典

文化振興・伝承

●アイヌ語をはじめとする文化の振興

- 「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」の実施【文化庁】
- アイヌ語教育事業、アイヌ語普及事業、アイヌ文化伝承再生事業、アイヌ文化交流事業、アイヌ文化普及事業【文化庁・北海道】
- アイヌ文化活動表彰事業（アイヌ文化賞）【文化庁・北海道】
- 国立公園ビジターセンター等における展示及び案内・解説板のアイヌ語併記等の実施【環境省】

●研究の推進

- アイヌ・先住民との文化的共生に関する総合的・実践的研究【文部科学省】
- 北海道博物館におけるアイヌ文化の展示【北海道】



危機言語・方言サミット

Ⅱ. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

文化振興・伝承（続き）

- 土地・資源の利活用の促進
 - アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業の支援【文部科学省・農林水産省・北海道・市町村】
 - 内水面さけ採捕事業及び国有林野における林産物の採取についての配慮【農林水産省】

地域・産業・観光振興

- アイヌ文化を活用した地域振興・観光振興に関する支援
 - 文化遺産を活かした地域活性化への支援【文部科学省】
 - アイヌ文化を活かした観光振興・地域活性化への支援【市町村】
- アイヌブランドの確立への支援
 - 展示会の開催と技術研修の実施【経済産業省・北海道】
 - アイヌ工芸品の販路拡大と担い手育成【北海道】
 - アイヌ文化のブランド化推進【市町村】
- 国外へのプロモーションの実施
 - 海外のメディア等による視察旅行及びオンライン広告の実施【観光庁】



展示会の様子

生活向上

- 北海道内施策
 - 北海道の生活向上関連施策の支援【関係省庁・関係機関】
 - ・北海道アイヌ政策推進方策（令和3年3月策定）に基づいた生活向上施策を支援
- 全国施策
 - 「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告を踏まえた全国的見地からの支援等の検討及び施策の実施【内閣官房・関係省庁・関係機関】
 - ・高等教育機関への進学支援として、独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与が受けやすくなるよう基準を緩和
 - ・各施策のパンフレット等での情報提供、教育相談・職業相談・民生委員等相談に応ずる者に対する研修の充実、アイヌ文化に関する情報発信等の強化



生活館

生活館活動推進事業を通じてアイヌの人々の生活向上・地域交流の促進



経験交流会

職業相談員等経験交流会の開催

推進体制等

※アイヌ施策推進法施行以前の施策も含む

- アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備
 - アイヌ施策推進法の施行・アイヌ政策推進本部の開催【内閣官房】
 - アイヌ政策推進交付金制度の創設（令和元年度～）【内閣官房・内閣府】
 - ・活用市町村数：14（令和元年度）→37（令和7年度）
- アイヌ施策に関する協議の場等の設置
 - アイヌ政策推進会議の開催【内閣官房・関係省庁】
 - 政策推進作業部会の開催【内閣官房・関係省庁】



アイヌ政策推進会議の様子（第15回）

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催地	総理大臣官邸	総理大臣官邸	総理大臣官邸	総理大臣官邸
	第5回	第6回	第7回	第8回
開催年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催地	札幌市	総理大臣官邸	総理大臣官邸	総理大臣官邸
	第9回	第10回	第11回	第12回
開催年度	平成29年度	平成30年度	平成30年度	令和3年度
開催地	総理大臣官邸	総理大臣官邸	総理大臣官邸	オンライン会議
	第13回	第14回	第15回	第16回
開催年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催地	総理大臣官邸	札幌市	札幌市	札幌市

アイヌ政策推進会議開催実績

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

V. 今後講ずる施策等

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

(2) 相乗効果を高める施策

(3) 今後のフォローアップ

VI. まとめ

Ⅲ-①アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（令和6年度）

アイヌに対する理解度に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために実施。

- ・実施時期：令和7年1月23日～令和7年2月24日
- ・対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人（有効回答者数：1,254人 回収率：41.8%）

結果総評

- ・ **アイヌ民族の認知度／アイヌの人々や文化に接した機会について**
⇒全国のアイヌ民族の認知度は95%以上を占めているが、アイヌの人々や文化に接した機会があると回答した割合は30%未満。
- ・ **アイヌに対する差別について**
⇒アイヌに対する差別や偏見を見聞きしたことがある割合（メディアやSNSへの書き込み等を含む）は、全国で約10%、道内で約30%であった。

⇒差別の原因を「アイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解」、「アイヌ文化に対する無理解」、「アイヌ民族への固定的なイメージ等民族に対する偏見や先入観」と考えている方は、全国・北海道ともに約半数を占めた。
- ・ **ウポポイについて**
⇒「ウポポイに行ったことがある」と回答したのは、全国では数%、北海道では約30%、「ウポポイに行っていない」と回答したのは、全国・北海道ともに30%以上、「ウポポイに行っていないが、今後行ってみたい」と回答したのは、全国では13.8%、北海道では27.0%であった。
- ・ **今後のアイヌ施策について**
⇒「アイヌの人々への理解を深めるための啓発・広報活動」や「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」を重点的に取り組むべきと考えている方は、全国・北海道ともに約半数～60%を占めた。

アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（令和6年度）

結果概要

①アイヌという民族がいることを知っているか

- ※1 図表の数値(%)は無回答を除いているため、内訳の合計が100にならない場合がある
- ※2 令和2年度 「アイヌ政策に関する世論調査」
- ※3 令和4年度 「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

	全国 (前回R2 ※2)	北海道 (前回R2)
知っている	95.8% (93.6%)	98.4% (98.8%)
知らない	3.5% (6.2%)	0% (1.2%)

②アイヌの人々や文化と接した機会の有無

	全国 (前回R4 ※3)	北海道 (前回R4)
ある	28.4% (21.0%)	61.9% (50.0%)
ない	63.8% (70.5%)	28.6% (43.5%)
わからない	7.2% (8.2%)	6.3% (6.5%)

③アイヌ施策推進法について知っているか

	全国	北海道
法律が制定されていることを知っており、内容も概ね知っている	3.0%	7.9%
法律が制定されていることは知っているが、内容はよくわからない	33.4%	61.9%
法律が制定されていることを知らなかった	62.8%	28.6%

Ⅲ－①アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（令和6年度）

結果概要

④アイヌ施策推進法ではアイヌの人々への差別が禁止されていることを知っているか

	全国	北海道
知っていた	41.4%	71.4%
知らなかった	57.7%	27.0%

⑤アイヌの人々に対して、現在は差別や偏見があると思うか

	全国 (前回R4)	北海道 (前回R4)
あると思う	21.4% (21.3%)	41.3% (29.0%)
ないと思う	34.2% (28.7%)	34.9% (43.5%)
わからない	44.4% (49.7%)	23.8% (27.4%)

⑥アイヌの人々への差別・偏見など直接、見聞きしたことがあるか（メディアやSNSへの書き込み等を含む）

	全国	北海道
直接見聞きしたことがある	10.4%	33.3%
直接見聞きしたことはない	81.8%	60.3%
わからない	7.8%	6.3%

Ⅲ－①アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（令和6年度）

結果概要

⑦アイヌに対する差別の原因・背景は何だと思うか（複数回答可能）

	全国	北海道
アイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解	53.8%	54.0%
アイヌ文化に対する無理解	52.3%	54.0%
アイヌ民族への固定的なイメージなど民族に対する偏見や先入観	48.2%	69.8%
経済的理由	4.2%	4.8%
学校教育においてアイヌ民族の理解を深める取組が不十分なこと	38.1%	34.9%
差別はないと思う	11.0%	4.8%
その他	5.2%	7.9%

⑧ウポポイに行ったことがあるか

	全国	北海道
行ったことがある	2.6%	27.0%
行ったことがない	36.4%	33.3%
行ったことはないが、今後行ってみたい	13.8%	27.0%
行ったことはなくて、今後も行く予定はない	7.6%	11.1%
ウポポイがオープンしたこと自体、知らなかった	39.4%	0%

Ⅲ－①アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（令和6年度）

結果概要

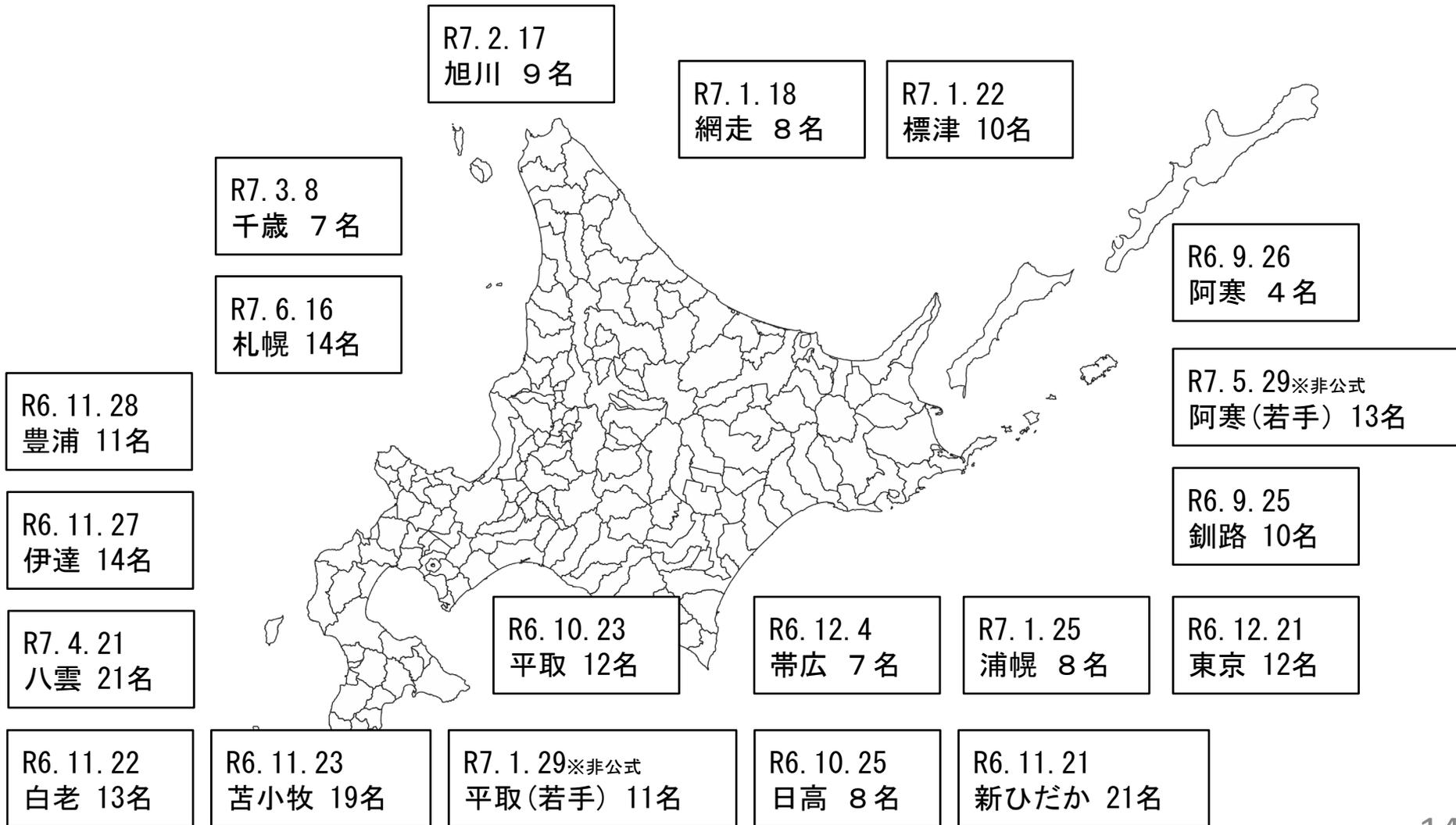
⑨アイヌに関する施策のうち、どのような取組を重点的に行うべきだと思うか（複数回答可能）

	全国	北海道
アイヌの人々への理解を深めるための啓発・広報活動	57.7%	49.2%
アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育	64.0%	66.7%
ウポポイへの誘客促進のための広報活動	21.2%	19.0%
ウポポイで体験できるコンテンツの充実	13.6%	25.4%
アイヌの人々への生活や教育の充実・支援	23.8%	25.4%
アイヌ文化継承のための人材育成	28.5%	28.6%
アイヌ文化復興のための地域活動などへの支援	27.4%	30.2%
アイヌの人々への差別に対応する専門の相談機関・施設の充実	19.4%	14.3%
その他	5.2%	7.9%

Ⅲ－②アイヌ施策推進法施行5年後検討に係る意見交換会

法施行5年後の検討に資するため、アイヌ施策推進法の施行状況について説明した上で、アイヌの人々の意見等を広く伺う意見交換会を北海道内各地、東京において開催（計20回・参加者232名）。

- ・主催 内閣官房 協力 北海道、（公社）北海道アイヌ協会
- ・実施期間 令和6年9月25日～令和7年6月16日



Ⅲ－②アイヌ施策推進法施行5年後検討に係る意見交換会（主な意見）

①教育・啓発

- ・アイヌの歴史・文化を学校で教えてほしい。
- ・アイヌの歴史・文化の教育・人権教育を充実すべき。
- ・人権相談・人権啓発事業を充実すべき。
- ・差別的言動に対する罰則規定の制定・女性差別撤廃条約に係る国内対策など実効性ある対策をすべき。

②ウポポイ

- ・更なる周知広報、企画の充実、地域間の交流促進に努めてほしい。
- ・アイヌが行きやすくなる施策を検討してほしい。
- ・管理部門と現場の更なる連携が必要。

③遺骨返還

- ・国内、国外含め、アイヌ遺骨の迅速な返還を進めてほしい。
- ・地域返還の推進に向け、市町村に声かけしてほしい。

④文化振興・伝承

- ・国の施策として、アイヌ語を若い時に学べる環境整備やアイヌ語を残す取組等を実施してほしい。
- ・儀式等に必要な植物採取が困難。計画的に植栽・採取出来る場所の確保が必要。
- ・アイヌにまつわる文化資源の重要文化財指定に向けた取組への支援を。
- ・北海道外アイヌのための文化伝承等の活動場所を確保してほしい。

⑤生活向上支援

- ・北海道が実施している修学支援に関して、時代に合った制度の見直しや貸付・返済基準の見直しをしてほしい。
- ・必要な地域・人にしっかりと手当してほしい。

⑥地域・産業・観光振興

- ・更なるブランド化事業を進めていきたいので、継続支援をお願いしたい。
- ・アイヌ文化を生業にする取組が様々な地域でも進み、職が増えれば良いと思う。

⑦アイヌ政策推進交付金

- ・必要な予算確保に努めてほしい。
- ・他の地域にももっと使ってもらいたい。
- ・市町村によって、担当者の有無やアイヌの意見聴取や説明方法、対応方針等にばらつきがある。こういう事業にも交付金を使えるということを示してほしい。
- ・エカシ・フチ事業の更なる周知徹底、拡充が必要。

⑧その他

- ・アイヌ施策推進法において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にいう先住民族の権利を認める規定を創設すべき。

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

V. 今後講ずる施策等

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

(2) 相乗効果を高める施策

(3) 今後のフォローアップ

VI. まとめ

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

施行状況の検証結果

- アイヌ施策推進法の施行以降、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設をはじめ、アイヌ政策推進交付金を活用した、地域・産業・観光振興の取組、その他の施策を含む総合的な施策を推進。
アイヌの人々や文化に接する機会は増加傾向にあり、各地域における文化伝承活動等も拡大。
- 国民意識調査結果からは、アイヌの人々・歴史・文化の理解・知識を深めるための啓発・広報活動や学校教育に重点的に取り組むべきとの意見の割合が高いこと等が明らかとなり、また、意見交換会では、総合的な施策の継続・充実強化や差別的言動に関する罰則規定の創設等の意見が寄せられた。

今後のアイヌ政策の方向性

上記の施行状況の検証結果を踏まえ、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、以下の措置を講じていくこととする。

- 「教育・啓発（人権対策等）」、「ウポポイ」、「遺骨返還」、「文化振興・伝承」、「地域・産業・観光振興」、「生活向上」、「アイヌ政策推進交付金」等の諸課題に対し、力点を置いて取り組む方向性を明示し、引き続き実施。
- その際、限りがある実施主体、財源等のリソースを最大限活用し、相乗効果を高めていくため、施策・取組の連携、地域の連携、関係主体の連携等を一層促進していく。
- 引き続き、アイヌの人々、地方公共団体のニーズ等を丁寧に伺い、総合的な施策の進捗状況等のフォローアップを行う。

※なお、総合的な施策の継続実施に当たっては法改正を要せず、法改正の要望があった事項については困難であることから、法改正はしない（差別的言動に対する罰則規定の創設については、既に刑法に名誉毀損罪・侮辱罪等の罰則規定が整備されていること、また、差別には様々な形態のものがあり罰則の構成要件とするほど厳密な定義が困難であること等から困難）。

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

V. 今後講ずる施策等

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

(2) 相乗効果を高める施策

(3) 今後のフォローアップ

VI. まとめ

V. 今後講ずる施策等－（１）各分野で力点を置いて取り組む施策

法の施行状況、国民意識調査及び意見交換会の結果等を踏まえると、中長期的視点を持って、関係者の理解及び協力を得ながら、総合的なアイヌ施策を継続的に推進していくことが重要。その中でも、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、各分野で力点を置いて取り組む施策は以下と考える。

1. 教育・啓発

引き続き、中長期的視点に立ち、教育課程、人権啓発活動、全国的なイベント等を通じて、国民のアイヌの歴史、伝統、文化等についての理解・知識を深め、アイヌ文化等に接する機会を拡充していくことが重要。なお、差別的言動に対する罰則規定の創設については困難。

（注）番号は、資料2「個別施策集」と連動

アイヌの人々の声／国民意識調査（主なもの）

- アイヌの歴史・文化を学校で教えてほしい。
- アイヌの歴史・文化の教育、人権教育を充実すべき。

【国民意識調査】

（問）アイヌに関する施策のうち、どのような取組を重点的に行うべきだと思うか。

⇒アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育（64%）

（問）アイヌに対する差別の原因・背景は何だと思うか。

⇒学校教育においてアイヌ民族の理解を深める取組が不十分なこと（38.1%）

- 人権相談・人権啓発事業を充実すべき。

【国民意識調査】

（問）アイヌに関する施策のうち、どのような取組を重点的に行うべきだと思うか。

⇒アイヌの人々への理解を深めるための啓発・広報活動（57.7%）

（問）アイヌに対する差別の原因・背景は何だと思うか。

⇒アイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解（53.8%）

⇒アイヌ文化に対する無理解（52.3%）

⇒アイヌ民族への固定的なイメージ等民族に対する偏見や先入観（48.2%）

⇒学校教育においてアイヌ民族の理解を深める取組が不十分なこと（38.1%）

（問）アイヌの人々や文化と接した機会の有無

⇒ある（28.4%）

（問）アイヌの人々への差別・偏見等直接見聞きしたことがあるか

⇒全国（10.4%） 北海道（33.3%）

力点を置いて取り組む施策

- ①小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実
 - ・教科書へのアイヌに関する記述の充実に向けた取組
 - ・教科書の発行者を対象としたセミナーの継続実施 等
- ②小・中・高等学校におけるアイヌ文化を活用した体験プログラムの実施
- ③ウポポイへの教育旅行等を通じたアイヌ文化の理解の醸成
 - ・ウポポイへの誘客促進に資する取組（学校訪問の継続実施等）
 - ・各種教育コンテンツの充実に向けた取組（ウポポイ探究学習プログラム、教育旅行遠隔学習、はじめてのアイヌ博等） 等
- ④全国でのイベントを通じたアイヌ文化の発信
 - ・ウポポイ東京公演
 - ・2027年国際園芸博覧会におけるアイヌ文化の発信 等
- ⑤人権啓発活動の拡充・支援
 - ・人権教室の開催
 - ・インターネットバナー広告の実施
 - ・アイヌ政策推進交付金を活用した、市町村による人権啓発活動の継続支援
 - ・道外における人権啓発活動の継続実施 等
- ⑤人権相談等に係る体制の継続
 - ・生活等相談員による相談受付
 - ・みんなの人権110番、法務局による特設人権相談所の開設
 - ・相談者へのインターネット上の書き込みの削除申請方法の紹介、大手プロバイダ事業者に対するアイヌ施策推進法等の説明 等

※インターネット上の誹謗中傷への対応としては、令和4年6月には侮辱罪の法定刑の引き上げが行われ、令和6年5月には大規模プラットフォーム事業者に対し対応の迅速化と運用状況の透明化を義務付ける法改正が行われる等の対策の強化を進めている。

- 差別的言動に対する罰則規定の制定・女性差別撤廃条約に係る国内対策など実効性ある対策をすべき。

刑事に名誉毀損罪・侮辱罪等の罰則規定が存在、差別には様々な形態なものがあり罰則の構成要件の厳密な定義が困難等から、罰則規定創設は困難

V. 今後講ずる施策等－（１）各分野で力点を置いて取り組む施策

ウポポイ

「民族共生象徴空間（ウポポイ）の充実強化について」等を着実に推進するとともに、ウポポイの運営等を含めた実効性ある具体的な対応策については、関係省庁、アイヌ民族文化財団、地元の北海道、白老町等の関係機関が連携し、対応策を継続的に検討・実施していくことが重要。

アイヌの人々の声／国民意識調査（主なもの）

- 更なる周知広報、企画の充実、地域間の交流促進に努めてほしい。
- アイヌが行きやすくなる方法を検討してほしい。
- 管理部門と現場の更なる連携が必要。

【国民意識調査】

（問）ウポポイに行ったことがあるか。

⇒行ったことがある（2.6%）

⇒ウポポイに行ったことはないが、今後行ってみたい（13.8%）

力点を置いて取り組む施策

- ⑥「民族共生象徴空間（ウポポイ）の充実強化について」（令和6年7月）等の推進
- ・国立アイヌ民族博物館の改善・新規の取組の実施
 - ・ウポポイ内におけるプログラムの改善・新規の取組の実施
 - ・地域との連携強化
 - ・効果的な広報の実施
- （補足）「V. 今後講ずる施策等－（２）相乗効果を高める施策－3. 関係機関と連携したウポポイ来場者増加に向けた取組」において、具体的方策を検討・実行。

遺骨返還

引き続き、関係者の理解及び協力の下でアイヌの人々への遺骨等の返還を進めるとの方針の下、基本方針等に基づき、関係省庁や地域と連携しながら、国内外に保管されている遺骨等の地域返還に取り組んでいくことが重要。

アイヌの人々の声（主なもの）

- 国内、国外含め、アイヌ遺骨の迅速な返還を進めてほしい。
- 地域返還推進に向け、市町村に声かけしてほしい。

力点を置いて取り組む施策

- ⑦国内（大学・博物館）・ウポポイ（慰霊施設）に保管されているアイヌ遺骨等の返還
- ・基本方針等に基づく、地域へのアイヌ遺骨等の返還
- ⑧国外（大学・博物館）に保管されているアイヌ遺骨等の返還
- ・英国ロンドン自然史博物館からの遺骨の返還

V. 今後講ずる施策等－（１）各分野で力点を置いて取り組む施策

文化振興・伝承

引き続き、中長期的視点に立ち、様々な施策・取組を通じて総合的なアイヌ文化の振興・伝承に取り組むとともに、アイヌ文化の基盤であるアイヌ語の保存・継承、アイヌ高齢者の知見等の継承、若者の人材育成、北海道内外における発信・伝承活動の推進等、世代や地域を意識したきめ細やかな施策を講じていくことが重要。

アイヌの人々の声／国民意識調査（主なもの）

- 国の施策として、アイヌ語を若い時に学べる環境整備やアイヌ語を残す取組等を実施してほしい。
- 儀式等に必要な植物採取が困難。計画的に植栽・採取出来る場所の確保が必要。
- アイヌにまつわる文化資源の重要文化財指定に向けた取組支援を。
- 北海道外アイヌのための文化伝承等の活動場所を確保

【国民意識調査】

（問）アイヌの人々や文化と接した機会の有無。
⇒ある（28.4%）

力点を置いて取り組む施策

- ⑨文化の基盤であるアイヌ語の保存・継承
 - ・アイヌ語のアナログ資料のデジタル化及びアーカイブ化の継続支援
 - ・アイヌ政策推進交付金を活用した、市町村によるアイヌ語事業
 - ⑩アイヌ施策推進法における特例措置（林産物の採取に関する特例、さけの採捕への配慮）の活用促進
 - ⑪アイヌ政策推進交付金を活用した、エカシ・フチ事業を実施する市町村の支援
 - ⑫アイヌ民族文化財団事業、ウポポイ、アイヌ政策推進交付金を活用した若者の文化伝承活動・高齢者の知見継承・人材育成支援
 - ⑬北海道外におけるアイヌ文化の発信・伝承活動の促進
 - ・アイヌ民族文化財団が運営するアイヌ文化交流センターの利活用の促進、全国でのイベントの開催
- （補足）北海道外アイヌのための文化伝承等の活動場所として設置の要望があった生活館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、市町村が設置し運営するものである。

地域・産業・観光振興

市町村のアイヌ文化振興・伝承等に資する地域・産業・観光振興の取組を支援することを通じて、アイヌの歴史、伝統、文化等の普及啓発を図るとともに、アイヌの人々の社会・経済活動の促進等を図っていくことが重要。

アイヌの人々の声（主なもの）

- 更なるブランド化事業を進めていきたいので、継続支援をお願いしたい。
- アイヌ文化を生業にする取組が様々な地域でも進み、職が増えれば良いと思う。

力点を置いて取り組む施策

- ⑭アイヌ政策推進交付金を活用した市町村のアイヌ文化振興等に資する地域・産業・観光振興の取組支援
 - ・市町村による、コミュニティ活動支援のためのバス運営、アイヌ文化のブランド化、アイヌの観光振興等への支援

V. 今後講ずる施策等－（１）各分野で力点を置いて取り組む施策

生活向上

引き続き、アイヌの人々の社会的・経済的な地位の向上を図るため、北海道において策定作業を進めている「第2次北海道アイヌ政策推進方策」等に基づいた、北海道・市町村等が実施するアイヌ生活向上関連施策に対して必要な支援等を行っていくことが重要。

アイヌの人々の声（主なもの）	力点を置いて取り組む施策
<ul style="list-style-type: none">●北海道が実施している修学支援に関して、時代に合った制度・貸付・返済基準の見直しをしてほしい。●必要な地域・人にしっかりと手当してほしい。	⑮北海道・市町村等が実施するアイヌ生活向上関連施策に対する支援等

アイヌ政策推進交付金

引き続き、アイヌの人々や地域のニーズを把握し、必要額の確保に努めるとともに、交付金事業を新規に開始する市町村を開拓していくこと等が重要。

アイヌの人々の声（主なもの）	力点を置いて取り組む施策
<ul style="list-style-type: none">●必要な予算確保に努めてほしい。●他の地域にももっと使ってもらいたい。●市町村によって、担当者の有無やアイヌの意見聴取や説明方法、対応方針等にばらつきがある。こういう事業にも交付金を使えるということを示してほしい。●エカシ・フチ事業の更なる周知徹底、拡充が必要。	⑯必要な予算の確保 ・地域の要望等を踏まえたアイヌ政策推進交付金の確保 ⑰市町村・地域のアイヌの人々へのきめ細やかなサポート ・交付金の活用を検討している市町村等に対する制度の概要や申請方法等の説明会の実施 ・アイヌ政策推進ネットワーク会議の実施

その他

アイヌの人々の声（主なもの）
●アイヌ施策推進法において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」にいう先住民族の権利を認める規定を創設すべき。

※なお、先住民族の権利に関する国際連合宣言に示されている国の果たすべき責務は、憲法との課題整理を図る必要があるものを除き、現行のアイヌ施策推進法及び関係法令により、おおむね措置されていると考えている。

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

V. 今後講ずる施策等

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

(2) 相乗効果を高める施策

(3) 今後のフォローアップ

VI. まとめ

V. 今後講ずる施策等一 (2) 相乗効果を高める施策

「教育・啓発（人権対策等）」、「ウポポイ」、「遺骨返還」、「文化振興・伝承」、「地域・産業・観光振興」、「生活向上」、「アイヌ政策推進交付金」等、多岐にわたる諸課題に対して、総合的施策の継続・充実強化により対応していくこととするが、その際、財源、実施主体等のリソースに限りがあるため、施策・取組の連携、地域の連携、関係主体の連携等を促進し、相乗効果を高めていくことが必要であるところ、以下の1～3について、取り組んでいくこととする。

1. 市町村等による広域連携の促進

各地域で推進されているアイヌ施策は、域内で完結されていることが多いが、人材育成や観光振興等、分野によっては、各地域で連携することによってその事業効果が高まる場合がある。このため、各地域における資源が限られている中で、これら資源を有効活用し、安定的、持続的、効率的かつ効果的に施策を推進するためには、地域間の連携を促進させることが重要である。

2. アイヌ施策の普及啓発

各省庁で推進されているアイヌ施策について、各地域が当該施策等を活用し地域の実情に即した取組が推進され、その成果が発現されるよう、地域の課題やニーズ等を踏まえながら、当該施策等の普及啓発を行っていく必要がある。

3. 関係機関と連携したウポポイ来場者増加に向けた取組

ウポポイがアイヌ文化の復興・発展の拠点として複合的な役割を果たし続けていくためにも、より多くの方々にウポポイに足を運んでもらい、アイヌ文化等の魅力に触れてもらうことで、アイヌ文化の復興等の動きを拡大する好循環の確立を図っていく。

このため、引き続き、ウポポイにおけるアイヌ文化等に関する各種コンテンツの魅力の向上に向けて、「民族共生象徴空間（ウポポイ）の充実強化について」（令和6年7月）等を推進するとともに、ウポポイの運営等を含めた実効性ある具体的な対応策について、関係機関が一層連携し、継続的に対応策を検討・実施していくこととする。

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

V. 今後講ずる施策等

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

(2) 相乗効果を高める施策

(3) 今後のフォローアップ

VI. まとめ

V. 今後講ずる施策等－ (3) 今後のフォローアップ

- 今後取り組む課題に適切に対応し、法律の目的を達成するため、
 - ① 現行の取組が効果を上げているか
 - ② 新たな課題が生じていないか
 といった観点から、法律の施行状況や各省庁が実施している施策等について、国、地方公共団体及びアイヌ関係団体等を交えて定期的にフォローアップを行う。
- 具体的には、必要に応じて、全国的な世論調査等を実施し、アイヌ施策に対する反応や理解、アイヌ文化に関する理解度や認知度、アイヌの人々に対する認識等を調査する他、アイヌ政策推進会議等において、関係団体等に対して、アイヌ政策の取組状況について説明するとともに、意見を伺いし、施策のブラッシュアップ等を行うこととする。

アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（令和6年度）

結果概要

① アイヌという民族がいることを知っているか

※1 図表の数値(%)は無回答を除いているため、内訳の合計が100にならない場合がある
 ※2 令和2年度 「アイヌ政策に関する世論調査」
 ※3 令和4年度 「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

	全国 (前回R2※2)	北海道 (前回R2)
知っている	95.8% (93.6%)	98.4% (98.8%)
知らない	3.5% (6.2%)	0% (1.2%)

② アイヌの人々や文化と接した機会の有無

	全国 (前回R4※3)	北海道 (前回R4)
ある	28.4% (21.0%)	61.9% (50.0%)
ない	63.8% (70.5%)	28.6% (43.5%)
わからない	7.2% (8.2%)	6.3% (6.5%)

③ アイヌ施策推進法について知っているか

	全国	北海道
法律が制定されていることを知っており、内容も概ね知っている	3.0%	7.9%
法律が制定されていることは知っているが、内容はよくわからない	33.4%	61.9%
法律が制定されていることを知らなかった	62.8%	28.6%



アイヌに対する理解度に関する国民意識調査

アイヌ政策推進会議

I. アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方

II. アイヌ施策推進法施行以降講じてきた施策

III. アイヌ施策推進法の施行状況の検証

IV. 今後のアイヌ政策の方向性

V. 今後講ずる施策等

(1) 各分野で力点を置いて取り組む施策

(2) 相乗効果を高める施策

(3) 今後のフォローアップ

VI. まとめ

VI. アイヌ施策推進法施行5年後検討結果まとめ

- 政府は、平成20年に衆参両院において全会一致で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」等を踏まえ、アイヌ施策推進法を制定し、アイヌの人々を先住民族と位置付けた上で施策を実施。
- **アイヌ施策推進法の施行以降**、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設をはじめ、アイヌ政策推進交付金を活用した、地域・産業・観光振興の取組、その他の施策を含む**総合的な施策を推進**。**アイヌの人々や文化に接する機会は増加傾向にあり、各地域における文化伝承活動等も拡大**。
- 一方で、国民意識調査結果からは、**アイヌの人々・歴史・文化の理解・知識を深めるための啓発・広報活動や学校教育に重点的に取り組むべきとの意見の割合が高いこと等**が明らかとなり、また、意見交換会では、**総合的な施策の継続・充実強化、差別的言動に関する罰則規定の創設等**の意見が寄せられたところ。
- 今後は、総合的な施策（関連施策を含む）を**中長期的視点に立ち、力点を置いて取り組む方向性を明示し継続実施**。その際、**施策・取組間、地域間、関係主体間の連携等を促進**し相乗効果の向上を図っていくこととする。
- また、政府としては、引き続き、**アイヌの人々、地方公共団体等のニーズ等を丁寧に伺い、総合的な施策の進捗状況等のフォローアップを行う**。

※なお、総合的な施策の継続実施に当たっては法改正を要せず、法改正の要望があった事項については困難であることから、**法改正はしない**

これまで／これからのアイヌ政策

